

まず基礎年金 2 分の 1 の税方式化を検討せよ

『税経通信』2008 年 6 月号 巻頭論文

一橋大学教授 高山憲之

1. はじめに

基礎年金の税方式化を本年早々、日本経済新聞社が社論として提言して以来、基礎年金をめぐる議論が盛んになってきた。朝日新聞社が日経の社論に異を唱える一方、読売新聞社は月額 5 万円の最低保障年金創設を提案した。

日本経済団体連合会、経済同友会や連合など日本の労使代表は、基礎年金を税方式に切りかえるべきであると従来から主張していた。民主党もマニフェストの中で、すでに税方式化を強く求めている。

一方、自由民主党は基礎年金についても社会保険方式を維持すべきであるというのが従来の基本的立場であった。ただ、最近、自由民主党の中にも基礎年金の税方式化に賛意を示す議員が増えているようである。ちなみに「年金制度を抜本的に考える会」(野田毅会長)や麻生太郎前幹事長が 2007 年 2 月に相ついで基礎年金の税方式化を打ちだした。

基礎年金の国庫負担割合(従来は給付総額の 3 分の 1)は 2009 年から 2 分の 1 へ引き上げることが決まっている。本稿では基礎年金の財政方式について改めて検討し、税方式への切りかえによって年金負担がどのように変わるのかを示す。そして、まず、基礎年金の 2 分の 1 を税方式化することの検討を求めたい。無年金者も消費税をすでに 20 年近く支払っており、基礎年金財政をこれまで長期間にわたり支えてきた。今後とも支えつけていくのである。本稿はこの事実を重く受けとめた提言である。

2. 社会保険方式：長所と短所

現在、定額の基礎年金は社会保険方式に基づいて設計されている。社会保険方式とは、給付を受給するために、若いときから一定期間、年金保険料を拠出することが求められる方式である。拠出をしない人には原則として給付を支払わない。これが社会保険方式の基本的考え方である。

公的年金は「世代と世代の助けあい」のしくみである。その助けあいの輪に若いときか

ら参加する。その参加を条件にして老後の年金受給を保障するというのである。年金保険料拠出という自助努力（自立自助）がそのまま「助けあい」（共助）につながる。そして、拠出の多寡に応じて受給額が決まる。

給付は拠出と連動しており、その分だけ権利性が強い。さらに給付水準は比較的高めに設定することが可能となり、いったん設定された給付水準を引き下げることが容易でない。また、拠出財源である保険料を引き上げることは、増税とくらべるかぎり理解が得やすいといわれている。

この考え方はこれまで日本政府（厚生労働省および財務省）の基本的スタンスとなっており、自由民主党や公明党も支持してきた。いわば年金行政担当者のロマンであり、社会保険方式を通じて「皆年金」を実現することは、かれらの悲願でもあった。

ただ、基礎年金に公費が投入されている場合、拠出と給付は1対1に対応しないことになる。とくに日本における現行制度の下では、世代間でみるかぎり拠出と給付の関係には格差が生じている。さらに高い給付水準は、長期間にわたる拠出があつて、はじめて可能になる。なんらかの理由で拠出期間が短くなると、低年金や無年金を余儀なくされてしまう。

くわえて日本では、容易でないといわれた給付水準引き下げもマクロ経済スライドの名の下に断行されることになった。将来に向け、現行水準比で15パーセントほど給付水準を実質的に引き下げることが2004年改革で決められている。もう1つ、財政不安が高まると、受給開始年齢はさらに遅くなるおそれがある。現在は65歳であるものの、将来は68歳、場合によっては70歳受給開始となるかもしれない。このように「強い権利性」「高水準の給付」といっても、財政が窮迫すれば、それらの実質的内容は変わってしまう。

社会保険方式の場合、年金保険料を徴収し、その徴収記録を正しく残していく必要がある。住所不明者、無職の人、収入が不安定の人、さらには低所得の人などから年金保険料を徴収することには、おのずから困難が伴う。また高所得であっても確信犯的に保険料を納めない人もいる。保険料免除制度や保険料の減免制度さらには保険料の支払い猶予制度や強制執行などで、これらの問題に対処する。ただ、これらに要する行政コストは割高である。正しい年金記録管理にもヒト、モノ、カネの投入がかなり必要となる。いずれにせよ、社会保険方式の下で「国民皆年金」を達成することは、きわめて困難である。

社会保険方式における最大の問題点は低額年金、無年金が現実には生じてしまうということである。現行規定によると、老齢基礎年金を受給するためには年金保険料を最低でも2

5年間、納付しなければならない。しかし、さまざまな理由によって、この25年拠出という受給要件を満たせない人が現実には生じてしまう。2007年1月時点で基礎年金を受給する資格のない65歳以上の無年金者が42万人いた。無年金者は早晩、118万人まで増えると見込まれている。

確かに無年金者の中には年金保険料の納付を意図的にさぼった人も含まれている。他方、本人にとっては不本意な事由や無知により、結果的に無年金となってしまった人も少なくない。

無年金者も1人残らず過去20年近くにわたって消費税を負担してきた（消費税が日本で導入されたのは1989年4月である）その消費税は基礎年金財源としても活用されている。基礎年金財政を支えるために過去20年近く貢献してきたのに、基礎年金の受給は認められない。しかも、これから生きつづけるかぎり消費税を負担していくことが無年金者にも求められているのである。

青壮年層では年金保険料を拠出していない人も少なくない。年金保険料の滞納者は2007年3月末時点で322万人に達しており、未加入者も18万人いると推計されている。年金保険料の支払い免除や支払い猶予の手続きをしないと、かれらも無年金となるおそれがある。

低額年金受給者の存在もそれなりに深刻である。社会保険庁の直近データによると、基礎年金のみしか受給しておらず年金給付月額が3万円未満の人が103万人いた。その9割は女性である。拠出期間が比較的短い人が60歳から繰上げ減額受給を選ぶと、このような低額年金になってしまう。

老後のセーフティーネットにはラストリゾートとして生活保護がある。無年金者や低額年金の受給者は別途、生活保護で救済すればよい、という考え方もありうる。現に無年金者の65パーセントが生活保護を受給している。ただ恥辱感が強く、劣等処遇が原則となっている生活保護と比べると、年金には独特のメリット（強い権利性）がある。「老後の安心は年金で」というのが年金ロマン派の言い分ではなかったのか。

3．税方式化の長所と短所

無年金や低額年金をなくす。そのためには年金保険料の拠出を老齢年金の受給要件としない。その受給要件は一定期間の国内居住とし、財源を税金に求める。これが税方式論者の主張にほかならない。

税方式の下では国民年金の保険料徴収事務や年金記録管理が不要になる。年金制度への未加入や保険料未納の問題も消失する。さらに、定額保険料負担に固有の強い逆進性も緩和される。くわえて年金受給者も年金財源を負担しつづけるので、その分だけ若者をはじめとする現役組の年金負担を軽減することができる。

税方式の基礎年金はニュージーランド、オーストラリア、カナダ、デンマークをはじめとする国々で採用されている。老後所得の保障手段として1つの美しい絵姿である。ただ、課題もいくつかある。

まず第1に、どのような税目で財源を調達するのか。年金保険料から税金（たとえば年金目的消費税あるいは社会保障目的税）に財源を切りかえる場合、財源の総額がほぼ不変にとどまる（全体としてはゼロサム）としても、個々にみていけば損得は避けられない（後述参照）。

基礎年金財源のうち保険料で賄われている部分を税金に切りかえると、事業主の保険料負担も軽くなると考える人が圧倒的に多い。その考え方は保険料の労使折半負担を前提にしている。ただ、基礎年金財源を年金目的消費税に切りかえる場合、給与比例の年金部分（いわゆる2階部分）については折半負担にこだわらなくてもよい。基礎年金財源はすべて本人が負担していると考え、2階部分の年金財源負担を主として事業主に願います。2007年時点における厚生年金の保険料は労使込みで約15%（うち事業主負担が約7.5%）であった。基礎年金財源に充当されていたのは、そのうちの約5%である。残りの約10%が2階部分用の保険料であるので、基礎年金財源としての保険料を年金目的消費税に切りかえる場合、2階部分の保険料負担は事業主分7.5%、本人分2.5%とすればよい。この場合、財源を切りかえても事業主の負担は減らない。

もう1つ、移行措置をどうするのか。移行期間が長期間にわたるのは、決して望ましいことではない。満額年金の受給には40年の拠出が必要となっているので、移行にも40年かかるという意見が多い。ただ、年金目的消費税に財源を切りかえる場合には、移行期間を20年に短縮することができるはずである。すなわち2009年度切りかえを想定すると、消費税をすでに20年負担してきたことになるので、この間の消費税負担に対応する年金給付を65歳以上の無年金者も直ちに受給できるようにする。たとえば月額3万3000円（満額年金の半分）の基礎年金を無年金者が直ちに受給するとしよう。この場合、保険料40年拠出で満額という考え方ではなく、保険料および消費税双方の40年拠出で満額受給という考え方になる。ただし消費税は20年の歴史しかないので、当初は消費税

20年拠出を40年拠出とみなすという特別措置を講じる。このとき、移行期間は20年になる。20年たつと、消費税40年拠出という要件が整うからである。移行期間終了後は年金給付を稼得するという点において保険料拠出1年が消費税拠出1年と同等になる。

ここで例示した移行に関するかぎり給付面で損をする人は1人もいない。形式上、過去の保険料拠出によって約束される基礎年金給付は半減するものの、過去における消費税負担の実績が考慮されるので、結果として基礎年金給付額は不変にとどまるか、または増えるか、のいずれかとなる。

税方式への切りかえは年金受給者に追加負担を強いることになるという批判もある。ただ、過去に拠出された保険料にかかわる年金のバランスシートが債務超過となっており、その理由の一端が低すぎる保険料負担にあったことも事実である。子供や孫の世代の年金負担は今後、確実に増えていく。その増大分を少しでも抑制することを考えなくて、本当によいのだろうか。

税方式に切りかえると給付を制限しやすくなるという批判もある。税方式を採用している国では給付を制限している例が確かに多い。ただ、カナダのように、いったん年金給付を確定した上で、給付に特別の税金を課すという方法もある(いわゆるクローバック制度)。給付課税による税収は基礎年金財源としてのみ活用することも検討してよい。いずれにせよ税金を財源とする以上、経済的にみて恵まれているお年寄りに多少とも譲ってもらうのは、止むをえないのではないだろうか。

4．税方式化による年金負担の増減：粗い試算

4.1 基本的仮定

基礎年金の税方式化で年金負担はどのように変わるのだろうか。その実像に迫るために、ごく粗い機械的試算を手はじめにしてみた。試算における基本的仮定は次のとおりである。

- 1) 基礎年金の税方式化は2007年度から実施する。
- 2) 基礎年金の給付水準は現行制度のままとし、1人月額で約6万6000円(40年加入者、65歳受給開始)とする。
- 3) 基礎年金財源のうち現在、保険料で賄われている部分をすべて年金目的の消費税(新税)に切りかえる。新税の税率は2007年時点で4.2837%である。

4) 一方、国民年金保険料(1人月額1万4100円)は廃止する。

5) 2007年の厚生年金保険料は14.996%であった。税方式化によって、この保険料を5.0%分だけ引き下げる。引き下げは本人負担分で実施し、事業主負担の保険料率(約7.5%)は不変のまま維持する。

上記の仮定のうち、3)と5)について若干、補足しておこう。2007年度の基礎年金給付総額は17兆9000億円である。このうち6.5兆円はすでに国庫が負担している。残り11兆4000億円を年金目的消費税で賄うとすると、消費税収入1%分は2兆6612億円強と見積もられているので、新税における所要税率は4.2837%となる(なお新税導入と同時に物価は上昇する。ただ、ここでは簡単化のため、その物価上昇分を年金物価スライドの対象とはしていない)。一方、2007年度における厚生年金の基礎年金拠出金は11.5兆円である。この金額から国庫負担分を控除して保険料負担分を求め、さらに所要保険料率を計算すると、5.0%となった(推計にあたり2004年の厚生年金財政再計算結果、2007年度国家予算などの計数を利用した)。

試算にあたり利用した基礎データは2004年に実施された総務省『全国消費実態調査』である。2004年の計数を2007年の計数に置きかえる必要があったが、その置換に利用したのは総務省『家計調査年報』概要(2007年版)である。すなわち2人以上の世帯については2007年までの3年間に勤め先収入が0.51%、消費支出が1.4929%、それぞれ低下したと仮定した。また単身世帯については、それぞれ1.1%、2.963%ずつ低下したと想定した。なお勤め先収入の年次変化率は実収入のそれに等しいと仮定した。さらに消費税の課税対象となるのは消費支出の90%であると想定した。

4.2 財源切りかえの即時効果

税方式の導入によって2007年の年金負担が世帯類型別にどう変わったのかを取りまとめたのが表1～表6である。現役組はいずれの所得階層でも年金負担は純減となっている。

勤労者世帯の場合、税方式への切りかえによる年金負担の純減分は総じて年間収入が高くなるほど多くなる。商人・職人世帯(国民年金保険料を世帯合計で2人分を支払っていたと仮定した)に着目すると、年金負担の純減分は総じて年間収入が低いほど多くなっており、勤労者世帯とは対照的である。この相違は、国民年金の保険料が所得水準にかかわりなく定額となっている一方、厚生年金の保険料は定率が定められていることに基づいている。

= 表 1 ~ 表 6 入る =

無職の夫婦高齢者世帯（夫婦とも 65 歳以上）の場合はどうか。65 歳以上となっているので年金保険料は負担していない。したがって税方式化によって新税負担のみが増すことになる。高齢の単身無職世帯も同様である。

図 1 は典型的な世帯を抜きだして税方式への切りかえに伴う即時効果を示したものである。

= 図 1 入る =

4.3 財源切りかえの生涯効果

4.1 節で説明した財源切りかえを 2007 年時点において 1 回かぎりで行ったときの長期効果を次に調べてみよう。そのためにはライフコースを設定する必要がある。簡単化のため、次のような男性を想定する。すなわち 20 歳から単身者として民間で給与を稼ぎはじめ、65 歳直前まで給与を稼ぎつづける。30 歳で 4 歳若い女性と結婚し、80 歳直前で死亡するまで離婚しない。65 歳で退職し、無職の夫婦のみ世帯として年金を受給する。本人死亡後は妻が単身者として 10 年間、年金を受給しつづける。妻は 85 歳で死亡する。

このとき年金総負担の増減はネットでどのようになるのだろうか。まず厚生年金の保険料は 2007 年以降、毎年 0.354%（労使込み）ずつ引き上げられ、2017 年に 18.3%となる。2017 年以降は 18.3%で固定される。この保険料引き上げに伴う負担増は世代別にみると大きく異なる（表 7、図 2 参照）。2007 年時点で 65 歳以上の世代には、この保険料アップは負担増とならない。退職しているため、厚生年金の保険料を負担しないからである。一方、若い世代ほど保険料アップによる負担増の金額が多くなる。ちなみに 1987 年生まれ（2007 年時点で 20 歳）の世代の場合、保険料引き上げに伴う負担増は 768 万円と推計される（推計にさいして簡単化のため、賃金のベースアップはゼロ、割引率もゼロとそれぞれ仮定した）。また 1972 年生まれ（35 歳）で 534 万円、1957 年生まれ（50 歳）で 203 万円の保険料負担増となる。

一方、基礎年金の税方式化に伴って年金保険料負担は減る一方、年金目的消費税を新たに負担することになる。この財源切りかえに伴う年金負担の純増減も世代別に大きく異なる。すなわち 1942 年生まれ（2007 年時点で 65 歳）の世代の負担増が最も多く、233 万円と推計される。年金受給世代では早く生まれた世代ほど年金負担増は少なくなり、1932 年生まれ（75 歳）の世代の負担増は 115 万円である。現役組に目を転じると 2007 年時点

で46歳(1961年生まれ)以上の場合、財源切りかえによって年金負担は純増する。他方、それより若い世代の年金負担は純減となる。

以上の2つの効果を合わせてみると、すべての世代で年金総負担は純増する。年金保険料を引き上げることのみで将来に対応する場合とくらべると、年金負担増は世代間でフラット化されることがわかる。たとえば1987年生まれ(2007年時点で20歳)の世代の年金純負担増は768万円から501万円まで下がる一方、1957年(50歳)生まれの世代の年金負担は203万円増が267万円増に変化する。1947年生まれ(60歳)の世代の年金負担増も225万円となり、前後の世代とあまり変わりがない。1942年以前に生まれた年金受給世代も年金負担増を幾分か引きうけることになる。

=表7、図2 入る=

なお上記の試算においては、税方式への切りかえに伴って発生する給付増、経年変化によって必要となる追加増税分、の2つを考慮していない。年金給付課税の強化、相続税・贈与税および年金給付課税分の基礎年金財源化、などとあわせて今後、検討する必要がある。

5. 結びに代えて

今後、地方財源や社会保障財源として消費税を増税していくことは現実的な選択として止むをえないと思われる。ただ、日本における中長期的な消費税率は15%程度だと考えると、追加分として年金財源に持ってくるができる消費税は現行税率5%との差分(10%)のうち高々2%程度ではないか。地方に4~5%、さらに医療や介護、子育て支援等にも追加分の消費税を回さざるをえないからである。

税方式は1つの理想である。ただ、その完全実現は上述したように決して容易でない。

そこで、まず、2009年までに基礎年金の国庫負担を2分の1に引き上げることを確実に実施する。消費税の増税がそのための最も有力な手段であると考えられるものの、給付課税を強化し、相続税・贈与税とあわせて基礎年金用の特別財源化を図ることなどを含めて所要財源調達の道筋をつける必要がある。

国庫負担を2分の1に引きあげるさいには、国庫負担の意味を根本から変えることを検討する必要がある。従来はあくまでも社会保険方式を大前提にした上での国庫負担であった。保険料拠出をしない人には基礎年金を支給しないという考え方を貫いてきたのである。

ただ、それは基礎年金財源の中核が保険料であったときの発想にほかならない。国庫負担割合を2分の1にするとき、保険制度に固有の考え方を貫いてよいのだろうか。むしろ現行基礎年金の半分を社会保険方式下の基礎年金と割りきり、残りの半分は税方式下の基礎年金として新たに再編成することを検討したらどうか。

国庫負担を2分の1に引き上げる積極的意味はこれまで必ずしも明確ではなかった。「現行基礎年金の半分を税方式化するためである」と言えば、その意味もはっきりしてくる。なお、既に述べたように税方式化にあたっては過去に長期間にわたって消費税を負担しつづけてきたことを重く受けとめ、それにふさわしい経過措置を講じる必要がある。

基礎年金の国庫負担を2分の1に引き上げた後の展開はどうか。新たに税財源の補足年金を上乗せしたり、保険料財源の基礎年金部分を税方式の基礎年金に徐々に切りかえたりすること等が考えられる。いずれにせよ、増税がらみの議論となるだろう。増税への理解と納得をどのようにとりつけるのか。この点が鍵となることは間違いない。

税方式と社会保険方式の双方の「いいとこどり」が実際にはできないものか。政治に求められているのは理想の追求ではなく、現実的な賢い妥協を辞さない度量である。

図1 税方式への切りかえ即時効果

負担の純増減
(円/月)

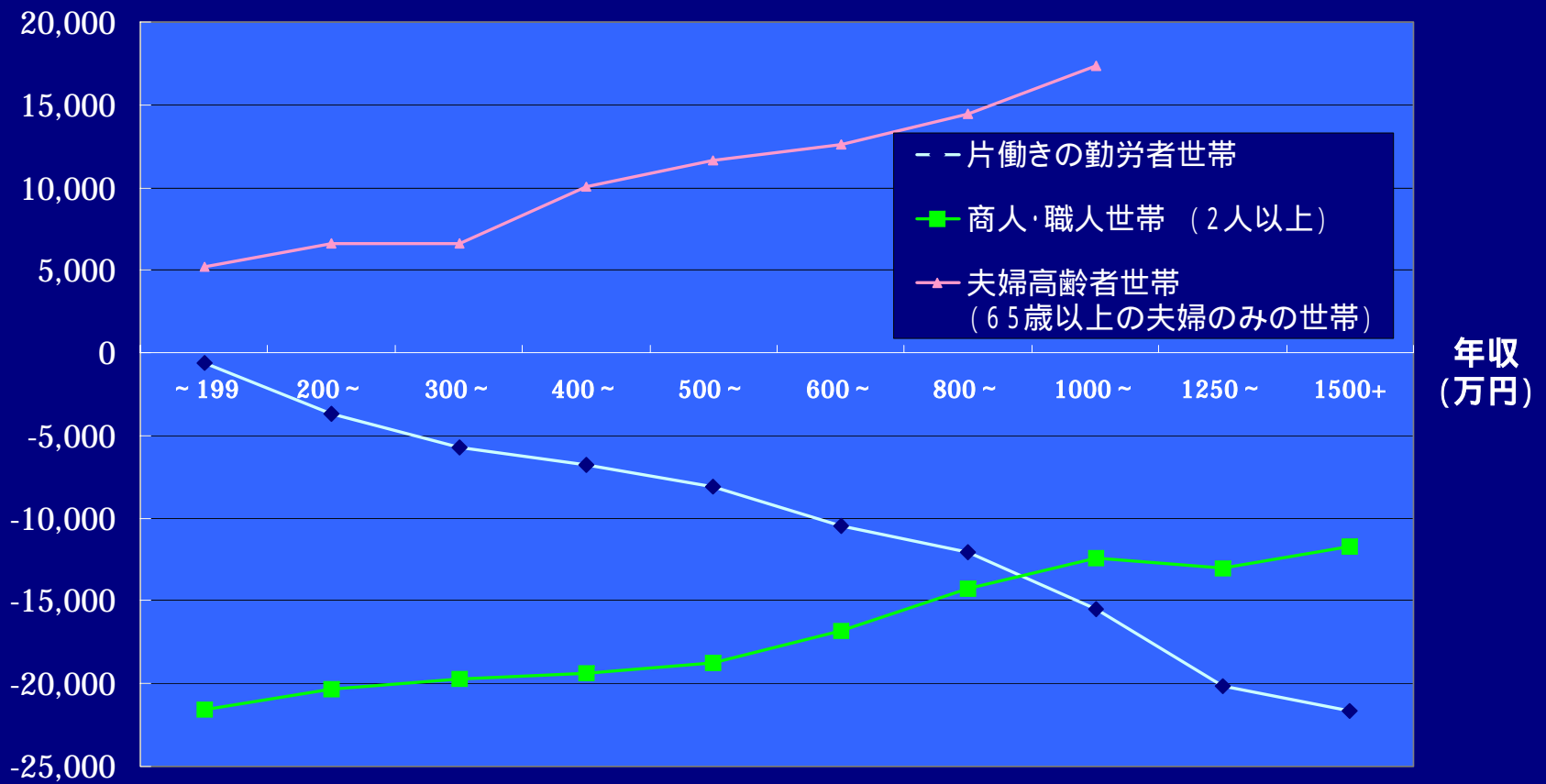


図2 税方式化に伴う生涯負担総額の純増減： 世代別推計

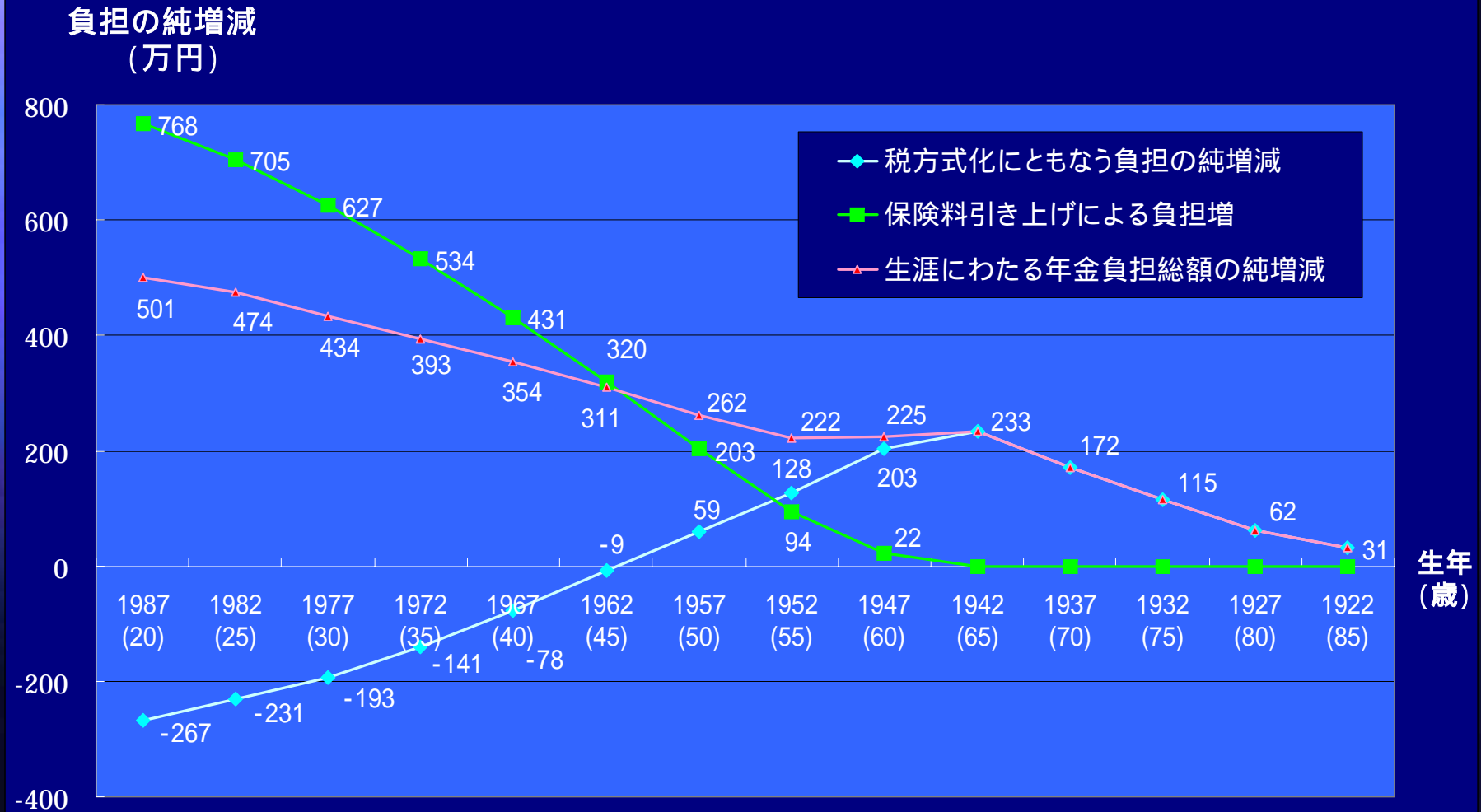


表1 税方式への切りかえによる年金負担の変化:共働きの勤労者世帯

年間収入(万円)	年金保険料負担 (円/月、A)	年金目的消費税 (円/月、B)	負担の純増減 (円/月、A+B)
300未満	-11,685	7,741	-3,944
300～400	-14,863	9,036	-5,827
400～500	-17,923	10,051	-7,871
500～600	-20,582	10,944	-9,637
600～800	-24,309	12,557	-11,753
800～1,000	-28,975	14,592	-14,382
1,000～1,250	-34,575	17,476	-17,099
1,250～1,500	-40,661	19,377	-21,285
1,500～2,000	-46,535	21,891	-24,644
2,000以上	-55,784	26,010	-29,773

資料)総務省『全国消費実態調査』2004年(特定世帯編、第15表)より筆者試算。

表2 税方式への切りかえによる年金負担の変化:片働きの勤労者世帯(2人以上)

年間収入(万円)	年金保険料負担 (円/月、A)	年金目的消費税 (円/月、B)	負担の純増減 (円/月、A+B)
200 未満	-8,826	8,242	-584
200～300	-11,343	7,632	-3,711
300～400	-14,247	8,517	-5,730
400～500	-16,556	9,783	-6,772
500～600	-18,881	10,757	-8,124
600～800	-22,416	11,948	-10,469
800～1,000	-27,023	14,999	-12,024
1,000～1,250	-33,186	17,733	-15,453
1,250～1,500	-39,879	19,679	-20,200
1,500以上	-43,500	21,818	-21,682

資料)総務省『全国消費実態調査』2004年(特定世帯編、第57表)より筆者試算。

表3 税方式への切りかえによる年金負担の変化:商人職人世帯(2人以上)

年間収入(万円)	年金保険料負担 (円/月、A)	年金目的消費税 (円/月、B)	負担の純増減 (円/月、A+B)
200 未満	-28,200	6,601	-21,599
200～300	-28,200	7,869	-20,331
300～400	-28,200	8,527	-19,673
400～500	-28,200	8,814	-19,386
500～600	-28,200	9,430	-18,770
600～800	-28,200	11,404	-16,796
800～1,000	-28,200	13,977	-14,223
1,000～1,250	-28,200	15,752	-12,448
1,250～1,500	-28,200	15,201	-12,999
1,500以上	-28,200	16,478	-11,722

資料)総務省『全国消費実態調査』2004年(家計収支編、第19表)より筆者試算。

表4 税方式への切りかえによる年金負担の変化: 単身勤労者世帯(男女計)

年間収入(万円)	年金保険料負担 (円/月、A)	年金目的消費税 (円/月、B)	負担の純増減 (円/月、A+B)
100 未満	-4,372	4,053	-319
100 ~ 150	-6,795	4,450	-2,345
150 ~ 200	-7,452	4,810	-2,641
200 ~ 250	-8,756	5,311	-3,445
250 ~ 300	-10,397	6,280	-4,118
300 ~ 350	-11,337	7,442	-3,895
350 ~ 400	-12,694	7,723	-4,971
400 ~ 500	-15,334	8,072	-7,262
500 ~ 600	-18,153	8,664	-9,489
600 以上	-23,861	10,418	-13,443

資料) 総務省『全国消費実態調査』2004年(特定世帯編、第34表)より筆者試算。

表5 税方式への切りかえによる年金負担の変化: 夫婦高齢者世帯(無職)

年間収入(万円)	年金保険料負担 (円/月、A)	年金目的消費税 (円/月、B)	負担の純増減 (円/月、A+B)
200 未満	0	5,197	5,197
200 ~ 300	0	6,638	6,638
300 ~ 400	0	6,638	6,638
400 ~ 500	0	10,078	10,078
500 ~ 600	0	11,669	11,669
600 ~ 700	0	12,543	12,543
700 ~ 800	0	12,871	12,871
800 ~ 1,000	0	14,413	14,413
1,000以上	0	17,344	17,344

資料) 総務省『全国消費実態調査』2004年(高齢者世帯編、第15表)より筆者試算。

表6 税方式への切りかえによる年金負担の変化: 高齢単身世帯(無職)

年齢(歳)	年金保険料負担 (円/月、A)	年金目的消費税 (円/月、B)	負担の純増減 (円/月、A+B)
60 ~ 64	0	6,227	6,227
65 ~ 69	0	6,099	6,099
70 ~ 74	0	6,098	6,098
75以上	0	5,483	5,483

資料) 総務省『全国消費実態調査』2004年(高齢者世帯編、第27表)より筆者試算。

表7 税方式化に伴う生涯負担総額の純増減：世代別推計

生年 (夫年齢：歳)	厚生年金保険料引き 上げによる負担増 (A、円)	税方式化に伴う 負担の純増減 (B、円)	生涯にわたる年金負担 総額の純増減 (A+B、円)
1987 (20)	7,683,902	-2,671,331	5,012,571
1982 (25)	7,058,769	-2,301,404	4,757,364
1977 (30)	6,279,408	-1,931,478	4,347,931
1972 (35)	5,348,613	-1,410,449	3,938,164
1967 (40)	4,318,773	-775,586	3,543,187
1962 (45)	3,203,386	-88,044	3,115,342
1957 (50)	2,035,283	590,903	2,626,187
1952 (55)	943,903	1,280,661	2,224,565
1947 (60)	225,004	2,033,785	2,258,788
1942 (65)	0	2,332,820	2,332,820
1937 (70)	0	1,720,199	1,720,199
1932 (75)	0	1,153,802	1,153,802
1927 (80)	0	625,950	625,950
1922 (85)	0	312,975	312,975

資料) 総務省『全国消費実態調査』2004年、を利用して筆者試算。

- 注) 1. 賃金のベースアップ率はゼロと仮定し、割引率もゼロと想定した。
2. 年齢は2007年時点。